

平成23年度

教育行政事務の管理執行状況  
点検・評価報告書

平成24年11月

新十津川町教育委員会事務局

# 目 次

■ はじめに	1
1 趣旨	1
2 点検評価の対象	1
3 点検評価の方法	1
4 点検評価結果の構成	1
■ 教育委員会の活動状況	2
1 教育委員会の開催状況	2
2 条例、規則等の制定	2
3 教育委員会委員の活動（抜粋）	3
4 教育関係者の表彰等	5
■ 点検評価の結果	6
【学校教育】	
1 学習環境の整備（ソフト）	6
2 学習環境の整備（ハード）	6
3 学校給食の充実	7
【社会教育】	
1 社会教育事業の推進	8
2 文化事業の推進	9
3 社会体育事業の推進	9
4 社会教育施設の充実	10
■ 別添資料 1	
平成23年度事務事業評価一覧表	
■ 別添資料 2	
定例会議案及び報告	

## はじめに

### 1 趣旨

町教育委員会では、新十津川町教育目標を基本に「生きる力」を育むため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を掲げ、家庭、地域及び学校がそれぞれの持てる力を発揮し、相互の連携を図りつつ将来を見据えた教育の推進に取り組んでおります。

こうした取組みを進めるに当たっては、各施策・事業が着実かつ効果的に実施されていることを点検・評価することが大切であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条に基づき、教育行政事務の管理執行状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表するものです。

※ 参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 2 点検評価の対象

点検評価の対象は、「新十津川町教育目標」を総合的指針とし、その重点的取組みを政策の目標として掲げ実施した平成23年度の施策及び事務事業とします。

### 3 点検評価の方法

点検評価に当たっては、新十津川町行政評価システムに基づき、政策、施策及び事務事業における成果指標に対し、その進捗状況を明らかにするとともに課題等进行分析し、今後の方向性を示します。

### 4 点検評価結果の構成

政策目標に基づく施策毎に評価を行い、資料として巻末に各施策の事務事業評価を記載した評価一覧表を掲載しています。（別添資料1）

#### （1）施策の目標

施策ごとの目標を掲げています。

#### （2）施策の指標

施策の成果を表す指標を示しています。

#### （3）指標の測定方法

指標を測定する方法を示しています。

(4) 目標値及び達成値

目標数値に対する達成数値を記載しています。

(5) 評価意見

平成23年度の取組みの状況及び達成度を踏まえ、施策ごとに評価を行っています。

(6) 施策展開の方向性

評価を踏まえ、今後の取組みを進める上で課題や対応の方向性を示しています。

## 教育委員会の活動状況

### 1 教育委員会の開催状況

会 議	年 月 日	報告件数	議案件数	協議
第4回定例会	平成23年4月27日	3	7	1
第5回定例会	平成23年5月13日	4		
第6回定例会	平成23年6月15日	5	3	
第7回定例会	平成23年7月14日	4		
第8回定例会	平成23年8月23日	1	1	
第9回定例会	平成23年9月22日	3		
第2回臨時会	平成23年9月29日		2	
第10回定例会	平成23年10月28日	4	1	
第11回定例会	平成23年11月25日	3		
第3回臨時会	平成23年12月5日	1		
第12回定例会	平成23年12月16日	3		
第1回定例会	平成24年1月11日	3	1	
第1回臨時会	平成24年1月25日		1	
第2回定例会	平成24年2月20日	1	4	
第2回臨時会	平成24年3月15日	1		
第3回定例会	平成24年3月26日	4	4	
		40	24	1

※ 定例会の議案及び報告の内容を巻末に掲載（別添資料2）

### 2 条例、規則等の制定

- ・新十津川町文化スポーツ大会参加助成金規則の一部改正について  
[平成23年5月2日公布、平成23年5月2日施行]
- ・行政組織再編成に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について  
[平成23年5月30日公布、平成23年6月1日施行]
- ・新十津川町教育委員会事務決裁規程の一部改正について  
[平成23年5月30日公布、平成23年6月1日施行]
- ・新十津川町生きる力を育む学校づくり推進事業負担金交付要綱の制定について  
[平成23年6月15日議決、平成23年7月1日施行]

- ・新十津川町そっち岳スキー場索道安全管理規程の一部改正について  
[平成23年11月25日議決、平成23年11月1日施行]
- ・新十津川町立学校管理規則の一部改正について  
[平成24年1月11日議決 平成24年1月13日施行]
- ・新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について  
[平成24年3月19日公布、平成24年4月1日施行]
- ・新十津川町確かな学び推進会議設置規程の一部改正について  
[平成24年3月26日公布、平成24年4月1日施行]

### 3 教育委員会委員の活動状況（抜粋）

月	日	活 動 内 容	会 場
4	1	教職員辞令交付式	改善センター
	6	新十津川小学校入学式	新十津川小学校
		新十津川中学校入学式	新十津川中学校
	11	新十津川農業高等学校入学式	新十津川農業高等学校
	16	新十津川小学校参観日	新十津川小学校
	17	新十津川中学校参観日	新十津川中学校
6	2	新十津川中学校体育大会	新十津川中学校
		アートの森彫刻体験交流促進施設「かぜのび」プレオープン式典	アートの森
	4	新十津川小学校運動会	新十津川小学校
	12	青少年健全育成の集い（兼町PTA連合会研究大会）	ゆめりあ
	19	合祀祭	菊水公園
	20	戦没者並びに開拓物故功労者、消防殉職者追悼式・開町121年記念式	菊水公園
7	4	萩原洋子前教育委員長職務代理者全国市町村教育委員会連合会表彰伝達式	改善センター
	7	第48回北海道市町村教育委員研修会	札幌市
	14	新十津川農業高等学校祭	新十津川農業高等学校
	21	町教育委員町立小中学校訪問	町立小中学校
	21	町教育委員視察研修会（銅版画展）	町内
	31	第25回しんとつかわふるさとまつり	ふるさと公園
8	23	十津川村生徒・教職員研修団来町歓迎会	町内
	31	小学生芸術鑑賞事業（演劇「子象物語」）	ゆめりあ
9	1	新十津川小学校地域参観日	新十津川小学校
		中学生芸術鑑賞事業（音楽「十三・十七・六の魅音」）	ゆめりあ

9	9 10 11 29	十津川村緊急支援対策会議 新十津川中学校祭（1日目） 新十津川中学校祭（2日目） 教育委員委嘱状交付式	新十津川町役場 新十津川小学校 新十津川中学校 新十津川町役場
10	7 9 15 22 23 28 30	確かな学び推進会議 第28回新十津川中学校吹奏楽部定期演奏会 社会福祉大会 花月サポートセンター祭 新十津川小学校学芸会 教育委員学校訪問（新中タイム：総合的な学習発表会） 町民文化祭（芸能発表）	改善センター ゆめりあ ゆめりあ 花月サポートセンター 新十津川小学校 新十津川中学校 ゆめりあ
11	5 15 19 22 24 25 26 29 30	第28回町民音楽祭 新十津川中学校「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」（バレエ） 新十津川アザレアコーラス第23回定期演奏会 町教育振興会指定公開研究会 新十津川中学校道徳授業「伊藤龍治講演会」 新十津川農業高等学校実績発表大会 前田武志国土交通大臣来町歓迎式 新十津川小学校5年生収穫祭 新十津川小学校6年生特別授業「十津川村の復興」	ゆめりあ 新十津川中学校 ゆめりあ 新十津川小学校 新十津川中学校 新十津川農業高等学校 新十津川町役場 新十津川小学校 新十津川小学校
12	10 11 22 28	新十津川中学校歌声交流会 赤い羽根チャリティーカラオケ 新十津川小学校「クリスマスコンサート」 学習サポート事業「やまびこ」	ゆめりあ ゆめりあ 新十津川小学校 ゆめりあ
1	7 8 9 10 11 19 28 29	平成24年新十津川消防出初式及び消防表彰式 平成24年成人式 第34回全町子どもかるた大会 学習サポート事業「やまびこ」 学習サポート事業「やまびこ」 北海道学校農業クラブ連盟実績発表大会 新十津川町明るい選挙推進協議会理事会・総会 第21回しんとつかわ雪まつり	新十津川役場 ゆめりあ ゆめりあ スポーツセンター 改善センター 改善センター ゆめりあ 新十津川町役場 北中央公園
2	20	学校給食センター視察	学校給食センター
3	1 2	新十津川小学校地域授業参観 新十津川農業高等学校第60回卒業証書授与式 十津川村御一行様（十津川村青年団）歓迎式	新十津川小学校 新十津川農業高等学校 町内

3	13	新十津川中学校第42回卒業証書授与式	新十津川中学校
	19	新十津川小学校第3回卒業証書授与式	新十津川小学校
	20	新十津川町交通安全総決起集会	ゆめりあ
	21	新十津川中学校地域参観	新十津川中学校
	26	転出教職員の感謝と激励の会	改善センター

#### 4 教育関係者の表彰等

表 彰 名 全国市町村教育委員会連合会表彰

被表彰者数 1名（萩原洋子前教育委員長職務代理者）

## 点検評価の結果

### 【学校教育】

#### 政策の目標

#### 学校と家庭と地域社会との連携による一体となった学習支援の推進

#### 1 施策名 「学習環境の整備（ソフト事業）」

##### (1) 施策の目標

小中学校の適切な学校教育、効率的な学校運営及び適正な就学援助の実施

##### (2) 施策の指標

一般町民の小・中学校の教育環境に対する意識割合（％）

##### (3) 指標の測定方法

住民アンケートによる満足度

##### (4) 目標値及び達成値

平成23年度目標値 61.0パーセント

平成23年度達成値 62.0パーセント

##### (5) 評価意見

- ・新学習指導要領に基づき、生きる力を育むために基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、また確かな学力向上のための指導体制の充実を図るなど、個性を生かし心豊かな人間づくりと学び続ける力を身に付けるための学校教育活動が行われている。
- ・就学援助や特別支援教育の充実のための連携協議会の設置、また、小学校においては、引き続き臨時職員の支援員と介助員を配置するなど対象児童への細やかな対応を行っている。
- ・教育活動は、見えにくい面があるので学校評議員制度の継続、地域参観日の実施などの内容を継続して情報発信する必要がある。

##### (6) 施策展開の方向性

- ・新学習指導要領に基づく知・徳・体をバランス良く育む教育活動を小中学校の連続性を活かし推進する。
- ・特別支援教育は、就学前の幼児期から保健福祉部門と連続し入学後も中学卒業まで連続したきめ細やかな支援体制が実施できるように連携を深める。
- ・学校、教育委員会の教育活動やその取り組みについて保護者や地域に情報発信し、地域と共に学校づくりを行う。

#### 2 施策名 「学習環境の整備（ハード事業）」

##### (1) 施策の目標

町立小中学校の学校施設の整備

##### (2) 施策の指標



学校施設整備総合計画に基づく事業の実施状況（％）

(3) 指標の測定方法

各年度の事業量に対する実施割合

(4) 目標値及び達成値

平成23年度目標値 70.0パーセント

平成23年度達成値 75.3パーセント

(5) 評価意見

- ・小学校の耐震化、大規模改修事業が完了し、目標のとおり実施されている。大規模改修で項目になかった設備の修繕も随時実施しており、計画に基づき順調に学習環境が整備されている。
- ・平成22年度に中学校、平成23年度に小学校の改修と住民の関心が高い事業が完了したことで、住民アンケートの満足度が高い評価となっている。

(6) 施策展開の方向性

- ・武道場の完成に向けて、その運営方法を関連機関と協議し、授業の剣道及び剣道少年団が意欲的に活用ができるように整備する。
- ・耐震補強及び大規模改修が完了したので、今後も計画的に整備や機器について整備を図る。

### 3 施策名 「学校給食の充実」

(1) 施策の目標

学校給食を提供するにあたっては、施設の衛生管理を徹底し、児童生徒にバランスのとれた栄養のある食事を提供するとともに、体力の向上、健康維持・増進を図り日常生活の食事に対する正しい食習慣や食生活を養うため、食の安全確保や新鮮で旬な食材の提供など「地産地消」をより一層推進する。

(2) 施策の指標

栄養価値はもちろんのこと、安全でおいしい魅力ある給食を提供するとともに、食材の選択並びに献立内容を工夫改善するなどして、給食の摂取量を増加させる。

(3) 指標の測定方法

児童・生徒に提供した給食残食量調査

(4) 目標値及び達成値（値は、給食の残量値であるため低いほど良い。）

平成23年度目標値 15.0パーセント

平成23年度達成値 7.2パーセント

(5) 評価意見

- ・近年、食生活を取り巻く社会環境等に伴い、偏った栄養摂取や不規則な食事など食生活の乱れや肥満、過度の痩身などが見られ、望ましい食習慣を身に付けることは、子どもたちが健やかに成長するための基礎を培うため極めて重要な課題となっている。
- ・提供重量に対する残重量割合は、7.2パーセントと目標を大幅に達成しているが、学校給食の食材に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供することにより、職を通じて地域の産業や文化、伝統に対する理解と関心を深めることが期待され

ており、施策の一層の推進を図ることが必要である。

(6) 施策展開の方向性

- ・学校児童生徒の体力向上及び健康維持増進を目指し、食に対する望ましい食習慣を身につけるため食育の充実を図り、安全で新鮮な地場産食材を取り入れた学校給食を提供する。
- ・調理等業務の衛生管理徹底に努めるとともに、10年が経過した機器設備の適切な整備点検を行い、維持管理と機器の耐用年数と更新時期の把握に努めることにより、安全で確実な学校給食の提供に努める。
- ・学校給食の共同実施について、その実施に向けて課題を整理し、効果的な運営方法の検討を喫緊に行う。

## 【社会教育】

### 政策の目標

**生涯にわたり、学びつづけ、心身ともに明るい生活をめざす活動及び推進事業の情報提供**

#### 1 施策名 「社会教育事業の推進」

(1) 施策の目標

町民の多様な生涯学習への意欲に応えるため、それぞれに適応した学習機会の提供と健全な青少年の育成にかかわる意識の定着を図り、更に社会教育団体の自主自立に向けての支援をする。

(2) 施策の指標

事業に対する住民の意識割合 (%)

(3) 指標の測定方法

住民アンケートによる満足度

(4) 目標値及び達成値

平成23年度目標値 75.0パーセント

平成23年度達成値 72.5パーセント

(5) 評価意見

- ・新十津川町社会教育第5期中期計画に基づき、豊かな心を育み生涯学び続ける学習活動を支える社会教育活動の推進を図ってきた。また、望ましい生活習慣を身に付け、生きる力を育む学校教育活動に結びつく事業の展開や家庭・学校・地域社会の連携推進などの事業の展開を図った。
- ・住民アンケート調査による満足度は、目標数値より2.5ポイント低い数値となっているが、昨年より上昇しており目標値に対して96.7パーセントが達成されている。

(6) 施策展開の方向性

- ・住民の多様な学習ニーズに対し、自発的な学習機会に対する支援体制を維持すると共に、人材バンクの活用が図られるように、指導者の登録の啓発とその利用の推進を図る。

- ・非行等の青少年の問題行動は、現状では少ないが、少子化や親の価値観の変化に対応した青少年の健全育成を今後も推進する。
- ・望ましい生活習慣を身に付けるため、新規の事業を拡大して行う。また自主的な団体運営ができるように、社会教育団体への支援を行う。

## 2 施策名 「文化事業の推進」

### (1) 施策の目標

町民の文化活動参加意欲の向上のため、多様な芸術文化に触れる機会と参加の場を提供する。

また、文化団体の強化を図り、伝統文化芸能の伝承と文化財保護に努める。

### (2) 施策の指標

事業に対する住民の意識割合 (%)

### (3) 指標の測定方法

住民アンケートによる満足度

### (4) 目標値及び達成値

平成23年度目標値 70.0パーセント

平成23年度達成値 66.3パーセント

### (5) 評価意見

- ・新十津川町社会教育第5期中期計画にのっとり、地域の特性を生かし、生涯にわたり健康な生活を目指し心豊かになる文化活動を支える文化教育活動の推進を図ってきたところである。更に学校の廃校跡を活用し、地域の芸術文化を推進するため、指定管理者制度を活用し施設運営を行ってきた。
- ・住民アンケート調査による満足度は、昨年より上昇しているが、目標値より3.7ポイント低い値となった。しかしながら、芸術文化に触れる機会を提供し、施策目標の94.7パーセントは達成されている。
- ・文化団体の活動は充実されているが、今後、停滞傾向が見込まれ、団体の会員減少が顕著になり、後継者対策の課題に対する検討が重要となってくる。

### (6) 施策展開の方向性

- ・文化祭、音楽祭及びギャラリー展など文化活動の発表の機会と場の提供を継続すると共に、アートの森での地域に根ざした創作活動が推進されるように文化活動を推進する。
- ・優れた芸術にふれ合う機会の提供も継続的に行う。

## 3 施策名 「社会体育事業の推進」

### (1) 施策の目標

町民が気軽にスポーツ、レクリエーションを体験し、体力増進・健康維持に役立つ活動に参加する。

### (2) 施策の指標

事業に対する住民の意識割合 (%)

### (3) 指標の測定方法

住民アンケートによる満足度

### (4) 目標値及び達成値

平成23年度目標値 60.0パーセント

平成23年度達成値 53.2パーセント

(5) 評価意見

- ・少年のスポーツ活動に対しては、水泳やスキーの初心者教室を開催し、またスポーツ大会参加助成などの支援を行い、指導者の熱心な指導の下に、児童の技術向上や体力増進に寄与している。
- ・成人のスポーツ活動に対しては、その支援のため体育協会に助成を行っており、各スポーツに参加している者の満足度や体力向上に寄与しているが、スポーツ活動を広めるために体育協会との連携を深める必要がある。
- ・住民アンケート調査による満足度は、前年度より3.7ポイント減となり、目標値より6.8ポイント低い値となっているが、施策の目標値の概ね90パーセントは達成されている。
- ・健康に結びつくスポーツ、レクリエーション等の活動が広がるように、広報活動を進めていく必要がある。

(6) 施策展開の方向性

- ・小学生の水泳、スキー教室は人気が高いので、スポーツ団体の協力により今後も継続する。仲間づくりだけではなく、健康づくりにも寄与するスポーツや運動を推進するため、スポーツ少年団や高齢者グループと連携して生涯スポーツの推進を図る。

#### 4 施策名 「社会教育施設の充実」

(1) 施策の目標

町民が気軽に施設を利用できるように、安全で良好な施設の維持管理運営に努める。

(2) 施策の指標

事業に対する住民の意識割合 (%)

(3) 指標の測定方法

住民アンケートによる満足度

(4) 目標値及び達成値

平成23年度目標値 75.0パーセント

平成23年度達成値 72.3パーセント

(5) 評価意見

- ・施設の経年劣化の対応については、国の補助制度などを活用し、計画に基づき実施できている。今後も、財政状況を考慮し、計画的な改修に努める。また、維持管理については、指定管理者制度の活用を図ると共に、利用者本位のサービス充実を図る必要がある。なお、目標数値を下回っているが、7割の満足度があり、一定程度の満足度のいく施策展開が図られている。

(6) 施策展開の方向性

- ・毎年、設備及び機器について改修を行って、維持管理に努めているので、今後は計画的に整備を継続して進める。

## 平成23年度 事務事業評価一覽表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
学習環境の整備(ソフト事業)	育英事業	経済的理由により就学困難な者に対して学資の貸付けを行うことにより、教育の機会均等を図ること。	経済的理由により就学困難な者で、将来に目標を持ち、就学に意欲を有する者に対する援助は有効である。	奨学金等の使途、就学者の就学中及び終了後の活動の把握は困難であることや民間の多くの充実した育英事業があることから、引き続き、本町の事業としての必要性を検討する。
	砂川地区就学指導協議会負担金	小・中学校において、教育上特別な支援を要する児童・生徒について、その要因、程度、扱い等を医師等の専門家による総合的な判断により、各小・中学校及び教育委員会が適正な就学指導を行うこと。	小中学校に在籍する児童生徒及び次年度の就学児童の法令に定める障害程度の判定のための専門家の確保の困難性から、当該組織への加盟は不可欠である。	特別支援を要する児童生徒が増加傾向にあり、専門家の判断を仰ぐことが重要となるので、単独での組織づくりの困難性から当該組織を有効に活用する。
	言語治療教室通級負担金	学校教育法施行規則第73条の21の心身の故障に陥じた特別の教育課程による教育の砂川市立中央小学校への通級による実施	ことばの教室の熱心な取組により、特別な教育課程を必要とする児童に対する教育的確に行われ、短期通級により当該課程を修了する者もいる。	特別な教育課程による教育を必要とする児童が存在しており、この教育を本町単独で実施することは、困難であり、通級の現状を継続すべきである。
	新十津川農業高等学校教育振興事業	本町に密着した農業高校の振興及び発展のための支援	農業高校としての特色ある高校教育を推進するため、農業クラブ活動の支援、資格取得支援を行い生徒の学習の機会を拡大し、広域的入学者の確保のために遠隔者支援をし、農業高校発展のために支援する必要がある。	生徒の進路指導への役割や、社会情勢を学ぶ場として今後も推奨すべきであり、本町唯一の高校としての発展のため継続的な支援が必要である。
	私立幼稚園就園奨励補助金	所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公、私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。	就学前の子どもに関する教育振興は大切であるため、保護者等の所得状況に応じた経済的負担軽減を図ることは必要と考える	保護者の経済的負担が軽減されており、子どもたちの健やかな教育のためには継続的な支援が必要である。
	教員住宅等維持管理事業	教員住宅の入居者が快適な生活を送れるよう住宅を適正に管理する。	小学校、中学校の住宅14戸の管理を良好に実施した。	住宅周辺の環境整備を指導すると共に、今後管理を実施する。
	小学校運営事業	町立小学校の効率的な運営を図る。	児童の健全育成と円滑な学校運営を目的に効率的な取組みに努める。	学校と連携調整を図り学校運営の課題等必要に応じた対応に努める。

## 平成23年度 事務事業評価一覧表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	小学校保健活動事業	学校における保健及び安全活動を適切に行うことにより、児童生徒の疾病や異常の早期発見、児童の学校管理下の事故等に対処するとともに、必要な指導及び助言を行うことにより、児童が学校生活を健康で安全に送ることができ。	法令で定められている児童の健康状態の把握、検診業務は疾病予防に必要な不可欠である。学校安全災害共済は校内事故に備えるものである。	担当教諭等と連絡調整し今後も継続する。
	教職員健康管理事業	教職員の疾病を早期に発見することにより、生活や生活習慣の改善を促し、健康の保持増進を図る。	教職員の健康は学校教育の充実に直結することから、重要な事業であるとともに、法令で定められているため必要である。	職場環境の変化により、教職員の疾患が多様化している現状を考慮しながら、疾病の早期発見のため健診の受診を推奨する。健診後のフォローを充実させることが重要である。
	小学校教育推進事業	町立小学校の充実した教育の実践	充実した教育課程のもと、確かな学力の向上に向けて長期休業中の学習サポートも実践され、豊かな心を育む教育の場を提供している。	本町の地域性、学習実態、児童の状況及び特性を十分に検討し、新学習指導要領の趣旨及び内容に基づき、特色ある学校づくりを実践していく必要がある。
	小学校特別支援教育事業	特別支援教育が対象としてきた児童に加え、通常の学級に在籍する障害のある児童の自立等に向け、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活又は学習上の困難を改善し、又は克服するために、適切な教育及び指導を通じて必要な支援を行うこと。	特別支援教育は、担当教職員の積極的な取り組みにより充実した教育が行われており、支援員及び介助員との連携により、児童の健やかな成長を育んでいる。	特別支援教育対象児童の関係機関との連携で、情報交換や共通理解のもと支援員等の協力を得て充実した教育と安全の配慮を図っていく必要がある。
	教育研究事業	教職員の資質の向上による教育活動の充実及び発展を図る。	学校教育は、教職員の資質と能力によるところが大きく、教職員の研修・研究が必要であり、本事業は有効である。	教育の多様化、複雑化等が進む中、教職員の資質及び能力の向上が不可欠であり、本事業の継続及び充実が必要である。事業の内容の検討が必要である。
	小学校就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童の保護者及び特別支援学級に在籍する児童の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を行う。	ひとり親世帯の増加により、経済的理由から就学困難となる可能性のある児童が増えている。義務教育の円滑な実施と平等な教育機会を与えるために援助は有効である。	ひとり親世帯が増加傾向にある。就学困難者に対しては、学校教育に必要な援助を行う必要がある。

## 平成23年度 事務事業評価一覧表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	中学校運営事業	町立中学校の効率的な運営を図る。	地域に開かれた学校運営に努め、生徒の学力向上や体力の向上を図る。	中学校教育の充実、開かれた学校教育による地域とのつながりを重視する。学校評議員を活用し学校の運営の在り方などを地域の目で評価し偏りのない運営につい止める。
	中学校保健活動事業	学校における保健及び安全活動を適切に行うことにより、生徒の疾病や異常の早期発見、学校管理下の事故等に対応することにも、必要な指導及び助言を行うことにより、生徒が学校生活を健康で安全に送ることができ	法令で定められている生徒の健康状態の把握、検診業務は疾病予防に必要不可欠である。学校安全災害共済は校内事故に備えるものである。	担当教諭等と連絡調整し今後も継続する。
	スクールバス運行管理事業	児童・生徒のバス輸送	登下校、学校行事、特別事業（水泳、スキー）、中体連送迎、夏季プール送迎使、休み中の中学校部活送迎、町行事を運行した。経済的に運行した。	安全目つ効率的に計画し、日々運行計画の改善が必要である。
	中学校教育推進事業	町立中学校の充実した教育の実践	充実した教育課程のもと、確かな学力の向上に向けて長期休業中の学習サポートも実践され、豊かな心を育む教育の場を提供している。	本町の地域性、学習実態、生徒の状況及び特性を十分に検討し、新学習指導要領の趣旨及び内容に基づき、特色ある学校づくりを実践していく必要がある。
	中学校特別支援教育事業	特別支援教育が対象としてきた児童に加え、通常の学級に在籍する障害のある児童の自立等に向け、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活又は学習上の困難を改善し、又は克服するため、適切な教育及び指導を通じて必要な支援を行うこと。	特別支援教育は、担当教職員の積極的な取り組みにより充実した教育が行われており、生徒の進路に向けての取組が行われている。	特別支援教育対象生徒の関係機関との連携で、情報交換や共通理解のもと、充実した教育と安全の配慮を図っていく必要がある。
	課外活動事業	課外活動を通じ、運動や文化活動により心身の形成を養い、健全な生活態度と責任感の育成に努める。	多くの生徒が課外活動に参加し、文武両道の精神を持っている。熱心な教員の指導も生徒の加入率に大きく反映している。	円滑な課外活動を進めるため、備品の整備や安全性の確保が今後必要である。

## 平成23年度 事務事業評価一覽表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	中学校教育充実指導講師配置事業	10教科すべてにおいて、指導教科免許を有する教員の配置をし適正な授業を行う。	免許外指導の解消及び生徒の指導に対して専門的知識をもった教諭が適正な授業を実施することにより、教科指導の充実を図る。	免許外指導の解消のために配置が必要である。教職員の異動により解消されることが望ましいが、現状では難しいため、今後も配置が必要である。
	外国青年招致事業	本町における、外国語教育の充実及び地域レベルの国際交流の進展を図ることを通して、諸外国についての理解の増進及び本町の国際化を推進する。	中学校の英語授業、小学校訪問交流及び英会話教室の実施において異文化に触れる機会として成果が見られる。	中学校の英語教育の充実を図ると共に、小学校での英語学習を通じて、言語、文化についての理解を含める指導の充実が今後も必要である。
学習環境の整備(ハード事業)	中学校就学援助事業	経済的理由によって就学困難な生徒の保護者及び特別支援学級に在籍する生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を行う。	ひとり親世帯の増加により、経済的理由から就学困難となる可能性のある生徒が増えている。義務教育の円滑な実施と平等な教育機会を与えるために援助は有効である。	ひとり親世帯が増加傾向にある。就学困難者に対しては、学校教育に必要な援助を行う必要がある。
	空知義務教育施設整備促進期成会負担金	公立文教施設の整備及びへき地教育の充実振興に資すること。	義務教育施設の整備、耐震化の遅れが道内の問題である。	安心、安全な学校施設整備を推進する必要がある。
	小学校校舎等維持管理事業	小学生が快適な学校生活を送れるように適正に管理する。	地域、児童、生徒などの協力により耐震、老朽改善工事を終了した。外壁の塗装色を児童に決定してもらい暖かなイメージの校舎となった。	校舎内の温度管理を徹底し、燃料費の節約を図る。熱効率の向上により天候の變化による調整が必要である。
学校給食の充実	中学校校舎等維持管理事業	中学生が快適な学校生活を送れるよう適正に管理する。	教育環境の充つとめ実に経費の節減をしつつ管理を実施した。	管理備品の破損が生じ、緊急な修繕を要した。日常のメンテナンスを適切に実施するようにする。
	学校給食センター管理事業	学校給食を提供するにあたり、衛生的な給食調理は重要であるが、各種施設機械が正常に作動しないことと学校給食を提出出来ないことから、故障等を防ぐため適正な各種施設機械の管理に努める。	学校給食施設は建築から10年を経過し、各機械設備を定期的に点検、修繕を行い、適正に維持管理することにより、安全安心に児童生徒への学校給食が提供できる。	継続的に維持管理を行い、学校給食の提供を安定的に継続して行えるようにする。
	学校給食提供事業	幼稚園・小中学校、高校に栄養計算され成長期に見合った衛生的で地場産製品を活用した学校給食を提供する。又、学校給食配送については、衛生的で安全な形態で提供する事に努める。	児童生徒の心身の健康のため栄養師のある安全安心な学校給食の提供を行う。	地場産食材を活用し、児童生徒に対し食育を推進しながら安全安心な学校給食を提供する。



## 平成23年度 事務事業評価一覽表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	学校給食扶助費交付事業	経済的理由により、準要保護世帯の認定を受けた小中学校児童生徒の保護者に対し学校給食費の援助を行い、児童生徒に学校給食を提供し、義務教育の円滑な実施を行う。	準要保護児童生徒の学校給食費を扶助する。	準要保護世帯の経済的支援を継続する。
社会教育事業の推進	まちづくり人材育成事業	市民の資質を高揚するため、国内派遣研修を奨励し、もって新十津川町二世紀の未来を担うにふさわしい担い手を育成する。	電源地域振興センター研修への参加はなかったが、東日本震災発生により防災意識が高まり、防災士養成研修は当初の募集定員を上回る参加者数となった。また、防災士等で組織する地域防災マスター連絡会議が設立されるなど研修成果が表れており、地域における活躍が期待される。	防災士養成研修の応募者数を増やし、自主防災組織設立や災害時の地域リーダーとしての活躍が期待される防災士を各行政区に配置し、地域防災力の向上を図る。また、電源地域振興センター研修は、助成制度が平成21年度をもって廃止となり、近年は参加者も少ないことから次年度の募集は見送るとともに、当該事業の在り方について検討が必要と考える。
	社会教育委員活動事業	社会教育法により、教育委員会に対し社会教育に係る助言を行う。	各委員から参考意見をいただき、事業計画に反映している。	年3回の会議や研修会だけではなく、社会教育事業の参加を促し、各委員が実感をもち意見を述べるよう環境を整えていくことが望ましい。
	生涯学習推進アドバイザー活動事業	青少年健全育成にかかる指導・啓発を行う。	家庭教育に関する情報紙の発行、青少年健全育成町民会議の運営のほか、とっぴ子どもゆめクラブの活動支援をしている。町内青少年の健全育成を推進する上で、その役割は大きい。	学校支援地域本部事業では、地域コーディネーターとしての役割を持っている。青少年健全育成の具体的な方策について、学校が必要とする支援のニーズや連携方法などについても情報収集や協議が必要と思われる。
	成人式開催事業	成人式を開催し、次代を担う新成人に対し、成人の責任と郷土愛を深める。	成人となった方へ祝福する慶弔事業であり、その後の成人者の交流会は新青協へ依頼している。	成人者も自覚を持ち、粛々と成人式が進められており、今後も同様の形で進めていく予定である。開催日程については、今年度該当者に調査を行い、より出席率の高まる日程について検討する。式典後の交流会を新成人自身が運営できる体制についての可否を模索していく必要がある。

## 平成23年度 事務事業評価一覧表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	体験学習推進事業	青少年を持つ親へは家庭教育のあり方の研修機会と学校休業日の拡大に伴い、青少年の学校外活動の場や機会を提供し、各種体験学習を推進する。	新たに、通学合宿事業の実施をした。自分の住むまち学び隊は、申込者不足による中止、キッズ体験事業については適当な体験内容がなく実施できなかった。	通学合宿事業については、望ましい生活習慣を身に付ける機会として、学校との連携のもとに企画することが必要。自分の住むまち学び隊については、参加対象の設定や開催方法について要検討。キッズ体験事業については、とっぴ子どもゆめクラブ等で実施する既存事業へのスポーツ参加の形式が望ましいと思われる。
シニアリーダー活動事業		・子ども会の上部リーダー組織としての育成とボランティア団体としての資質の向上をはかる。	3人の入会（5月）があった。部活やアルバイト、生徒会等との両立のため、事業の全員参加は困難な状況だが、会員間で話し合い、できる限り参加できるように工夫している。子ども会に提供するレクリエーションの練習や、イベントへの参加等、個々のレベルアップや、会員間の団結力の強化を図っている。	所属学年に偏りがあり、23年度終了時には、6人が卒業するため、会員が激減する。中学3年生に対し、シニアリーダー体験事業を実施するなど、会員増に向けて取り組んでいる。会員の増は、会の活性化に大きくかかわっているため、今後も積極的にPR活動を行うとともに、会員個々のレベルアップを図る。
青少年健全育成活動事業		青少年の健全育成及び非行防止に携わる団体・関係機関、町民が一堂に会することにより、青少年の特性を理解し、地域活動の推進と環境浄化の方策について考える。	つどいは、平成22年度からPTA連合会の共催事業とし、子どもを持つ親世代への周知、参加率の増や、実行委員会を通じての情報交換機会の充実につなげることができたが、23年度については保護者層の参加者数が減少した。	地域の子どもの健全育成を進めていく啓発活動において、直接の対象者である保護者層の参加者が増加しなければ、気運の高まりにつなげていけないことから、PTA連合会がより積極的に事業の運営や参加者募集の周知に力を注ぐよう協議していくことが必要である。
青少年文化スポーツ元気事業		文化やスポーツを通じ、少女の健全育成を図ることを目的とす。	ユニホームの助成については4団体の申請があり、今年度についても中学生の部活等の申請を予定している。	大和体育館で活動している子供バスケット教室の活動が活発化してきているので今後の動向が楽しみである。少年団全体としては、指導者が不足気味なので、今後の対策が課題となる。
児童・生徒母村交流事業		本町誕生の歴史的背景を体験的に学習するとともに、母村との交流を深める。	母村訪問 対象中学1年生は、小5の時に母村を訪問した生徒もいたため、3名と少なかった。 母村受入 一定の経費は毎年かかる。	対象を1学年とすべし、動向をみながら今後検討が必要。

## 平成23年度 事務事業評価一覽表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	母村青年交流事業	相互に訪問し研修すること、青年団活動の推進方策と地域の発展に果たす青年団活動の役割を学ぶとともに交流を図る。	本町の青年団活動そのものは、会員の減少等から盛り上がり欠ける状態にあるが、この受入れ事業の期間中は、主体的な活動ができている。交流を通じて母村青年との心の交流も図られており、両町村の絆の強まりの一助となっている。	次年度は、派遣の年度であるが、本町青年は研修に行きたい思いがあるのと裏腹に仕事の都合等で行けないままになっている会員が多い。早めの日程調整で、研修に行くことが実現できる余地があることから、行政としても日程調整段階からサポートする必要がある。
	社会教育活動推進事業	職員研修や資料の確保をし、社会教育事業の活動の効率的な推進を図る。	社会教育分野の研修機会に可能な限り参加している。講義のみでなく、先進事例や情報交換の機会も事業を推進する上での参考となっている。	管内各市町の社会教育担当職員で構成されるSSKK（空知社会教育研究協議会）という組織についての見直しを図る時期に差し掛かっている。SSKK主催の研修会の持ち方について、担当となる市町の負担とならない形になるよう組織改編が望まれる。
	新十津川町子ども会育成者連絡協議会支援事業	各子ども会育成者の連絡を協力するとともに、全町規模の事業を開催し、次代を担う子どもに対して健全な育成活動を推進する。	町内の子ども健全育成を担う重要な団体である。単位数によっては、子ども数の減少と加入率の低下により、活発な活動が困難になってきている。	役員と単位数とのつながりを密にし、組織全体での意識統一や、連絡体制をとっていくことが望ましい。
	新十津川町PTA連合会支援事業	新十津川町の児童生徒の健全育成を図るため各単位PTAが連携・協力して研修を深め、地域に根付いたPTA活動の充実と発展を期すため。	自主的な運営がされている団体である。社会教育関係団体という位置づけながら、学校を中心として運営されていることから内情を把握できていない部分がある。	町民会講と合同で行う研修会については、共同運営という形を取っているが、PTA連合会からの役員が機能しない部分がある。共催者相互の役割分担を明確にしていける必要がある。
	新十津川町青年団体連絡協議会支援事業	青年団体活動を通して、会員の資質向上と親睦融和を図る。また、町民憲章に副ったまちづくりを築きあげることに対し、会員一丸となって積極的に参加するとともに、地域住民と一体化した活動の推進・促進を目指す。	新規会員数の減少による会員の固定化で、会員間のコミュニケーションは図られていないものの、団体の目的でもある「地域に根付いた活動」ができていないのが現状である。	団体の自主性を損なわない範囲で、随時アドバイス及び支援をし、団体活動活性の一助としたい。能動的な活動が少ないことも、団体の課題と言える。

## 平成23年度 事務事業評価一覧表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	新十津川町女性団体連絡協議会支援事業	新十津川町在住の女性が明るく住み良い町づくりを目指して、各種団体の連携を深め、実践活動に努める。効果として、会員相互の親睦を図るとともに、女性としての意識向上、町民としての意識向上を得る。	会員数は減少傾向にあるが、各単位ごと、各単位の努力もあり、各地域での活動は、例年並みに行われている。	女連協の活動は、地域ごとの単会組織の存在が大前提であることから、今後地域での活動を優先的に実施できることに注意しながら、女連協活動を支援する。
	図書館運営事業	図書館資料を整備し、図書館を運営することにより、学習機会や情報の提供を行う。	図書館蔵書購入や資料収集は、児童書を中心として整備を図れた。子ども読書活動推進を小中学校と連携をとり進められた。	近隣図書館の整備があり、町外来館者の大幅な減少傾向が顕著となっているが、今後も読書啓発を推進し、更に学校との連携を図ることが重要である。
	図書館利用促進事業	図書館に対する理解と関心を深める	各世代ごとの図書館広報誌の発行やインターネットによる図書館行事のPRを積極的に実施した。	町民には、認識されているが、読書離れの傾向が続いており、親子で読書をする習慣づくりが大切であり、行事を通して来館者の増加を図る。
	文化活動推進事業	町民文化活動の成果を発表する場を提供し、文化意識を高めることにも文化活動の活性化を図る。	文化祭(展示部門)については、天候の関係もあり前年対比50名程度増の来場を得た。音楽祭については、新規の団体の参加を求めていきたい。	文化祭(展示部門)については、ゆめりあ部会の発表と連携し、来場者の増加を図っていく。 展示部門での子どもなど、参加を増やすようにPR等を進めていく。
	小中学生芸術鑑賞事業	小中学生に舞台芸術の鑑賞機会を提供し、心豊かに育む環境をつくる。	舞台芸術を体験できる貴重な機会となっている。	児童生徒のみを対象とした舞台芸術の鑑賞機会として貴重な機会であるため、引き続き実施する。
	芸術鑑賞事業	町民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな心を育てる。	前年度のアアンケート結果及び各団体の意見を踏まえ実施した。	鑑賞者のニーズとさまざまな芸能にふれる機会を創出する。
	開拓記念館管理運営事業	郷土の歴史的資料、文化遺産を保存、管理し、公開する。	平成元年度の入館者3,282人をピークに年々減少傾向にあり、平成6年度から冬期間閉館に伴い更に半減している。財政的な問題はありますが、本町の歴史を紹介する施設として、また、貴重な資料の保存する観点から、現行の運営が望ましい。	平成21年度より収蔵庫を整理した事により、22年度から収蔵庫展示を実施しており今後も継続していきたい。

## 平成23年度 事務事業評価一覧表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	創作作品鑑賞事業	図書館を文化空間として位置づける	蔵書図書を参考に趣味や美術作品などの活動の支援や発表を支援し、市民の関心を高められた。	書籍の紹介や情報提供を積極的にを行い、図書館利用の増加を図る。
	伝統芸能継承団体活動支援事業(獅子神楽保存会)	伝統芸能の保存と伝承活動の推進	町無形文化財の保護伝承に努め、小学校特別クラブへ指導伝承の実施。	小学校への伝承及び祭典にも積極的に参加している。町の無形文化財の保護伝承のためにも継続して支援する。
	伝統芸能継承団体活動支援事業(おどり保存会)	伝統芸能の保存と伝承活動の推進	母村の踊りを後世に伝承している。微増ではあるが、新類の入会もあり積極的に活動している。	児童生徒母村参加者が、武蔵地区の交流で踊りを伝承し、会に少人数ではあるが入会している。今後も支援を要する。
	文化活動団体支援事業(文化協会)	市民の文化意識の高揚を図る。	現在了団体が所属し、文化祭・鑑賞事業・町民ギャラリーを運営し、文化の高揚につながっている。	町の文化振興のためにも支援を続ける必要がある。
	文化活動団体支援事業(音楽協会)	町の音楽文化の振興を図る。	音楽祭及び音楽鑑賞事業の運営に寄与し、町文化の振興に努めている。	町の音楽の流れるまちづくりのためにも、支援を続ける必要がある。会員の確保が今後問題となる可能性がある。
	文化活動団体支援事業(アザレアコーラス)	町の音楽文化の振興を図る。	音楽を通じたコミュニティ活動は、今後も必要な活動である。	自主的な活動を続けているが、会員数の減少が続いており、自主性を考慮しながらも、必要な部部は支援を進める。
	文化活動団体支援事業(スノーグリー)	町の音楽文化の振興を図る。	新規会員をどのように加入していくか、非常に苦慮されている。	音楽の流れるまちづくりを推進するためにも、今度とも支援を進める。
社会体育事業の推進	体育指導委員活動事業	新十津川町におけるスポーツの振興のための指導、助言を行うことを目的とする。	体育指導委員の立場で、チャレンジスポーツの企画・事業運営等を中心に活動した。研修への参加者は少なかったが、委員会の際にニュースポーツの実技を取り入れるなど、見聞の向上を図った。	スポーツを普及・指導する立場として、子どもに対しての活動が今までは主であったが、成人、老人に対しても指導できる体制づくりを検討し、更なる活躍の場を見出すことが課題である。

## 平成23年度 事務事業評価一覧表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	スポーツ体験学習推進事業	スポーツ体験を通じスポーツ活動のきっかけをつくり、健康増進を図る。	概ね計画とおりの参加者数を確保し、事業を実施できたが、スポーツ体験事業の参加者が2名のみとなり、中止となった。	スポーツ体験については、時期を変えることで参加者数の増を図った経緯があるが、効果的ではなかったことから、今年度は内容もコースの高いものにリニューアルして周知したが、結局申込みが少なく中止となった。 次年度は、再度開催日程について協議を要する。
	学校開放事業	地域のスポーツ振興のため町内各小学校の体育館を開放する。	一輪車サークルとサッカー少年団等の少年団のみの利用で一般の団体利用は無かったが、平年並みの利用数で終了した サッカー少年団が17時をまたいでいたので、学校内でのカウントとしたので、減少した。	少年団で指導者が教職員と教職員でない場合とで、取扱いが変わるため、今後検討が必要。
	スポーツ指導者養成事業	町民のスポーツの振興を図るべく有資格の指導者を育成する。	新たな分野での申請があり、制度自体認知されてきている。	指導登録料の半額となっているが、旅費等も考慮するとなかなか、資格を取らない現状がある。 また、登録後も、更新費用がかかると、資格を喪失する人も少なくないようであり、この制度により資格取得と考えるような制度内容の検討も必要。 町として、必要な人材を確保するために資格を指定するなどの検討をする。
	スポーツ少年団元気事業	文化やスポーツを通じ、少年少女の健全育成を図ることを目的とする。	ユニホームの助成については4団体の申請があり、今年度についても中学生の部活等の申請を予定している。	大和体育館で活動している子供バスケット教室の活動が活発化してきているので今後の動向が楽しみである。少年団全体としては、指導者が不足気味なので、今後の対策が課題となる。
	スポーツ大会参加助成事業	本町の文化、スポーツ活動の振興を図る。	昨年度よりも申請回数が増加した。 スポーツ大会の他、ピアノコンクール等、文化活動の申請もあり、幅広い範囲での利用であった。	交付規則に基づき助成しているが、対象範囲をさらに明確化していく。事業のPRを行い、幅広い種目に助成し、文化、スポーツ活動の振興を図る。
	体育協会支援事業	住民の体位向上と、町民皆スポーツを目指し、加盟団体の活動を活発化させる。	H22より、指定管理により、スポーツセンターをはじめとした体育施設の管理運営を行っており、H23には、索道受託業務も担っているが、特に問題なく、業務を遂行されている。	指定管理業務も安定してきており、今後にはソフト事業に力を注ぐよう、推進していく。

## 平成23年度 事務事業評価一覧表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	ピンネシリ登山マラソン支援事業	町民の健康増進及び町内外へのPR	今年度は自衛隊の演習と日程が重なったことから参加人数が減少した。参加者からは参加賞も含め、スタッフの対応が良いとの意見がたくさんあった。	ジョギングが近年、ブームとなっており、そういったことを推進、目標と持ってもらうため、ファミリーマラソンは現在、親子等での参加としているが、次年度のファミリーコースは町民誰もが無料で参加できるように検討する。
社会教育施設の充実	青年会館管理運営事業	青年の健全な育成と情操及び青年間の交流、地域社会との交流を助長するための青年会館の管理運営を行う。	一般の利用は少ないが、保健福祉課所管事業で定期的な利用がある。青年団体としては、総会及び役員会といった会合のみの利用にとどまっている。	平成24年度から、再度新十津川町青年協議会が指定管理することとなる。新十津川町青年協議会の会員数が減少傾向にあることから、指定管理期間の期限までにそれ以降の管理方法について、指定管理者との協議が必要である。
	農村環境改善センター管理事業	(利用者が快適に利用できるように) 施設を適正に管理する。	ボイラー機器、各部屋の網戸取付け等、町民の貸館利用に不備のないように修繕を実施した。	計画に基づいて適正に修繕を行うが、施設の老朽化により、年度当初に想定できていない修繕箇所が断続的に発生する恐れがある。利用者の安全面を第一に考え、施設管理を行うような管理体制が必要と思われる。
	図書館維持管理事業	図書館設備の整備を行い、読書活動の啓発や学習環境の提供を行う。	来館者に不便をかけないよう、適切な維持管理を行いながら、維持管理経費の削減に職員相互に努めることが出来た。	今後適切な管理を行い、利用者に支障のない図書館サービスを図る。
	尚武館管理事業	町民に対して安全で快適な武道場を提供する。	指定管理制度により尚武会と協定済み。	平成19年度から平成23年度まで、指定管理制度により管理運営を実施している。
	町民体育館管理事業	町民に対して雨天・冬季にでも安全で快適な運動スペースを提供する。	(中央体育館) 冬季の活動場所として活用されており、利用者からの需要は高い。 (大和体育館) 特定の利用が多い状況だが、屋内競技や冬季の活動場所として需要は高い。	(中央体育館) 平成23年度に、グラウンドの整地を行った。現在のところ地盤は安定しているが、経年により表層の水分が蒸発してしまわないよう、維持管理が必要である。 (大和体育館) 施設としての状態は良好であるため、今後も維持管理に努める。体育館として継続して利用されるの見通しであれば、どこかの段階でワックス塗布及びストロープの保守点検が必要と思われる。

## 平成23年度 事務事業評価一覧表

施策名	事務事業名	目的	総合評価	今後の方向性
	そっち丘スキー場管理運営事業	町民に対して安全で快適なスキー場を提供する。	今年度より指定管理を見据え、体育協会に索道業務を委託し、実績を積んでいただき、指定管理に移行していく。	索道業務員で勤務調整がつかない場合の対応について、今後、検討が必要。
	ふるさと公園内体育施設管理事業	町民に対して安全で快適な体育館を提供する。	H22より指定管理へ移行。パークゴルフ場の利用者は、大会数を増加、使用料の値下げなどにより、昨年を維持する形となったが、スポーツセンター等は減少傾向にある。	指定管理として、順調に運営が進められており、今後も維持されるように設置者としても、良好な運営が図られるよう、指定管理者と協議を進める。



## **別添資料2**

### **第4回定例会（4月27日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（4月分）について
- ・平成23年度新十津川町立学校主任等の命免の報告について
- ・新十津川町立学校修学旅行実施基準の制定について
- ・新十津川町確かな学び推進会議委員の委嘱について
- ・学力向上推進委員会委員の委嘱について
- ・新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について
- ・新十津川町立学校学校評議員の委嘱について
- ・新十津川町社会教育委員の委嘱について
- ・新十津川町体育指導委員の委嘱について
- ・新十津川町文化スポーツ大会参加費助成交付金規則の一部改正について
- ・新十津川尚武館改築基本計画（案）について

### **第5回定例会（5月13日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（5月分）について
- ・平成23年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
- ・平成23年度新十津川町児童生徒就学援助費（特別支援学級分）受給者の認定について
- ・平成22年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について

### **第6回定例会（6月15日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（6月分）について
- ・専決処分の報告について（行政組織再編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について）
- ・専決処分の報告について（新十津川町教育委員会事務局決裁規程の一部改正について）
- ・新十津川町生きる力を育む学校づくり推進事業負担金交付要綱の制定について
- ・学校給食施設への立入検査について
- ・新十津川町確かな学び推進会議委員の委嘱について
- ・学力向上推進委員の委嘱について
- ・新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について

### **第7回定例会（7月14日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（7月分）について
- ・平成23年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定取り消しについて
- ・平成23年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の変更について
- ・平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）教育予算について

### **第8回定例会（8月23日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（8月分）について
- ・平成24年度から使用する新十津川町立中学校用教科用図書の採択について

### **第9回定例会（9月22日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（9月分）について
- ・平成23年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の追加認定について

- ・平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）教育予算について

#### **第10回定例会（10月28日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（10月分）について
- ・平成23年度新十津川町児童生徒就学援助費認定区分の変更について
- ・平成23年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について
- ・新十津川中学校武道場設計案について
- ・学校職員の事故に係る処分内申について

#### **第11回定例会（11月25日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（11月分）について
- ・教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について
- ・新十津川町そっち岳スキー場索道安全管理規程の一部改正について

#### **第12回定例会（12月16日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（12月分）について
- ・平成23年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の追加認定について
- ・平成23年度新十津川町一般会計予算（第5号）教育予算について

#### **第1回定例会（1月11日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成24年1月分）について
- ・平成23年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の追加認定について
- ・平成23年度全国学力・学習状況調査結果概況について
- ・新十津川町立学校管理規則の一部改正について

#### **第2回定例会（2月20日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成24年2月分）について
- ・新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について）に同意することについて
- ・新十津川町立小中学校の特別支援学級の設置について
- ・新十津川町青年会館に係る指定管理者の選定について
- ・新十津川尚武館に係る指定管理者の選定について

#### **第3回定例会（3月26日）**

- ・平成23年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成24年3月分）について
- ・平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）教育予算について
- ・平成24年度新十津川町一般会計予算（教育費）について
- ・平成24年度新十津川町新規奨学生の選定について
- ・新十津川町確かな学び推進会議設置規程の一部改正について
- ・新十津川町確かな学び推進会議委員の委嘱について
- ・新十津川町社会教育委員の委嘱について
- ・学校職員の事故に係る処分内申について